

「放射線リスク日本委員会」（仮称）

準備委員会へのご参加を呼びかけます

「科学と人権に基づく被曝防護体系の確立」のための準備委員会への参加を呼びかけています。あなたのお力をください。

科学と人権に基づく被曝防護体系の確立のために（仮称）「放射線リスク日本委員会」が必要です。その準備委員会を結成しようとしています。なお、正式名称は準備委員会で討議して決定する予定です。

私たちは次のことを目指します。

1. 国際放射線防護委員会（ICRP）はリスクを架空の実効線量により一元的に評価し、内部被曝の危険を隠しリスクを過小評価する科学的欠陥体系です。私たちは、因果関係を表わす確立された科学に則り、①身体外部からの刺激である放射線被曝と②体内での反応である放射線電離の修復の成功度、の両者によるリスク評価の科学体系を作り上げます。
 2. ICRP の防護体系は原子力産業を擁護する功利主義の倫理哲学により被曝強要を正当化するものです。特に ICRP2007 年勧告は健康を防護する「防護に基づくアプローチ」から国家統治である「状況に基づくアプローチ」に変更し、市民を防護せず大量被曝を強制する体系となりました。私たちは基本的人権に基づき、生命と環境を保護する被曝評価体系確立を目指します。
 3. 私たちは、いかなる政治的あるいは経済的権力にも付度せず、基本的人権に基づく倫理を貫いて、「科学と人権に基づく被曝防護体系」の確立を目指します。その体系は（仮称）「放射線リスク日本委員会（JCRR）」により推進・普及する予定ですが、本準備委員会は JCRR 設立のための準備を行います。
 4. ICRP の被曝評価体系に従って行われた政府あるいは自治体による東電原発事故などの対応は、既に日本に存在する法律の適用を放棄して主権者防護を放棄するものでした。法律の無視、関係する諸防護基準を過大なものに改変する、被曝線量の過小評価、健康被害の無視・隠蔽、明らかになった小児甲状腺がん等の疾病を非科学的に分析することにより放射線被曝とは関係ないとする、「食べて応援」等々の手段で放射線被曝を日本全体に広げ、被曝影響が無いかのごとく見せようとしています。
- 放射線被曝に関して深刻なことは、高汚染地帯に住民を住み続けさせ、「食べて応援」による被曝被害拡大が図られました。その上、放射能の高汚染のまま「復興」を急ぎ、放射能を拡散して環境保護の原則にもとる事業を推進させてさえいます。
- さらに、日本の法律に ICRP2007 年勧告を導入することが企てられています。
- 事故以降の健康被害の一部が明らかにされつつありますが、私たちは被曝被害を科学と人

権に基づきありのままを認識し、ありのままの事実に基づいて、人権を擁護する対応を政府等に求めます。

5. 私たちはチェルノブイリ原発事故後の人権擁護等の教訓に学び、福島原発事故による健康被害（小児甲状腺がん多発、等）を科学的に検証し、事故による健康被害を明らかにします。ヒトの健康被害と被曝との因果関係を証明する科学的方法として観察事実から出発する疫学的手法を支持します。日本政府の福島原発事故による被害の無視・放置を批判し、誠実に世界に対して被害等の実情を明らかにすることを求めます。また、幅広い原発事故被害者に連帯し支援します。

上記事項をご賛同の上、準備委員会への参加登録を是非お願いします。

なお、準備委員会第1回総会は今夏の参議院議員選挙後に予定しています。

呼びかけ人一同（代表 矢ヶ崎克馬）

登録はこちらからお願いします。 [ここをクリック](#) ↓

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeLF20X6WUW3Fay2yviNhayiBNP46CzDriNDEVOMt3Q3P-N5A/viewform>

- ① 氏名、所属等、メールアドレス、連絡先電話、住所をご記入下さい。
- ② 年間の会費 1000 円を [指定の郵貯口座](#) に振り込んでください。

呼びかけ人

氏名	所属等自己紹介
五十嵐進	「福島の法人「食・環境改善機構」社員」, 「駱駝の瘤」同人
伊藤路子	白河市からの避難者、つなごう命の会設立時の共同代表
井戸謙一	弁護士（元裁判官）、甲状腺がん裁判等、被ばくに関わる裁判を代理人として担当
遠藤順子	非常勤医師、市民団体「六ヶ所村の新しい風」共同代表
大熊直彦	市民科学者、翻訳家、市民、一般市民、アトリエベアーズ(翻訳自営業)
大倉弘之	京都工芸繊維大学名誉教授、統計数学
大越良二	障がい者就労支援事業 n p o フアーム庄野理事長
落合栄一郎	工学博士、米／カナダなどの大学で化学科教授
片岡輝美	会津放射能情報センター代表

木村公一	牧師、専門-政治神学、日韓反核平和連帯共同代表
木村朗	鹿児島大学名誉教授、ISF 独立言論フォーラム編集長
佐々木正蔵	東北復興応援団体 JVJV 元代表
佐藤嘉幸	筑波大学教員、著書に『脱原発の哲学』など
下澤陽子	東京西部で娘の身体が持たなくなり神戸へ避難し元気に育った娘の母
高松勇	医師、医療問題研究会
高東征二	内部被曝の恐ろしさ、苦しみながら死んだ多くの人に代わって叫び続けます
高橋博子	奈良大学文学部史学科教授 日本学術会議連携会員 日本パグウォッシュ会議運営委員 等
Norma Field	シカゴ大学名誉教授。著作には『天皇の逝く国で』、『小林多喜二 21 世紀にどう読むか』等
林敬次	医師、医療問題研究会
林 衛	富山大学科学コミュニケーション研究室
樋口英明	2014 年大飯原発・2015 年高浜原発の運転差止を命じた元裁判官
飛田晋秀	「原発事故を風化させない」 原発事故被災地の現状を伝えて行く。
福島 敦子	原発事故により南相馬市から京都府へ避難。数々の病気をしながら原発事故の収束を促す活動
藤岡毅	大阪経済法科大学客員教授（科学史家，Ph. D.）共著『核と放射線の現代史』等
本行忠志	大阪大学名誉教授（放射線生物学）医師 主な研究は「低線量被ばく」
牧野 忠康	保健学博士・日本福祉大学名誉教授
松崎道幸	道北勤医協ながやま医院院長
三田茂	東京から岡山市へ避難移住者 開業医・三田医院
水戸喜世子	「こども脱ひばく裁判の会」共同代表
守田敏也	京都「被爆二世・三世の会」世話人 によきによきプロジェクト ジャーナリスト
森松明希子	東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream（サンドリ）代表
矢ヶ崎克馬	琉球大学名誉教授、物性物理学、著：『放射線防護の科学と人権』緑風出版
山田耕作	京都大学名誉教授、物性物理学、共著：『放射線被曝の争点』緑風出版
山本富士夫	福井大学名誉教授
山本英彦	「福島原発事故後の甲状腺がんと放射線量の関係」論文を世界に発信しました。

吉田明生 元京都脱原発原告団・世話人 大飯原発訴訟事務局長

本取り組みについての詳細なご説明

ICRP があるのになぜ日本委員会が必要か

今、世界の放射線防護の中心にあるのは、国際放射線防護委員会（ICRP）です。

ICRP が評価体系の柱とする「実効線量」は、確立した科学である「因果関係」の概念を破壊し、内部被曝の危険を見えなくし被曝被害を著しく過小評価するものです。

また ICRP2007 年勧告は被曝防護基準に内包されるべき人権擁護（防護のアプローチ）を放棄し、「国家統治のための基準（状況に基づくアプローチ）」としました。

ICRP の立場が原子力産業擁護であり、科学を逸脱することにより放射線被曝の真の姿を捉えることを不可能にし、その掲げる防護基準は放射線被曝を人々に強制するものとなっています。

私たちは、「科学と人権に基づく被曝防護体系」を確立します。それは、原子力産業擁護か原発反対か、核兵器による戦争抑止か核兵器全面禁止か、等々の社会的経済的立場から独立して、純粋に放射線被曝を科学の目で見て、生命（いのち）に対する影響を人権の目で捉えることを確立します。その上でエネルギーをどうするか、原子力をどう扱うか等々の議論は展開可能となります。

ICRP の体系を基盤にして行政あるいは医療分野等に諸問題が生じていますが、その問題も ICRP に対する批判的視点である科学と人権を基盤にすることによって正常に導くことが可能となると考えます。

科学と人権に基づく基準を構築することが人類の未来のために必要です。

これにより人類を放射線から守ることが初めて達成されます。

ICRP には任せておけない

ICRP は「架空の“科学”概念」である「実効線量」で代表される「生物学的等価線量（放射線加重係数）」、「組織加重係数」等の科学的誤りをその骨子とします。

因果律の科学は、刺激（放射線被曝（吸収線量で計測））を受けたら、内部応答（電離がなされそれを修復する作用（放射線電離修復困難度で計測））があり、現象（被曝リスク）が現れると理解しますが、ICRP は吸収線量を架空化した実効線量だけでリスクを表現しています。これにより内部応答（放射線電離修復困難度）を認識対象から除外し、「内部被曝」の危険を見えなくしています。この誤りは科学力不足のためではなく、原子力産業擁護の核戦略として目的意識的に 70 年をかけて練り上げてきたものです。

差し迫っている危険、ICRP 勧告の改悪等の危険や、とりわけ政府が ICRP2007 年勧告の基準を法律に取り込む危険は、排除しなければなりません。また、直接住民の健康を守る医療現場に放射線被曝防護の診療基準等を打ち立てることも緊急課題です。

なぜ ICRP の改編では基本的人権が守れないのか

(1) 核産業正当化の総合的「核戦略」

ICRP の防護基準を作る考え方は「原子力産業擁護の情報操作面での核戦略（核兵器と原発推進を至高原理として合理化しようとする考え）」を土台としています。

ここでいう情報操作は、国際的核支配体制（核拡散防止条約等）の合理化、核を受け入れさせる世論操作、被曝を受け入れさせる倫理・哲学的操作、放射能被害を過小評価する科学的・学術的認識操作、被曝被害を探究する調査・探究における方法論的科学操作などを含みます。

米国の「核戦略」は、投下した原爆の被曝影響が残余しないという情報操作を強力に進め、特に内部被曝の隠蔽を徹底させるところから出発いたしました。

第2次世界大戦後、核兵器と原発維持を至上目的とする情報操作体制が、国際原子力機関（IAEA）、国際放射線防護委員会（ICRP）、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）等々（通称国際原子力ロビー）として構築されました。

この情報操作体系は「知られざる核戦争」と言うべき影の核戦略で世界を制覇して参りました。

この核戦略は哲学・倫理学的側面では、功利主義を最大限に利用しています。

リスクベネフィット論、コストベネフィット論、ICRP 防護3原則等、人々に被曝を容認させることが倫理的に正当化されています。

産業権などは基本的人権に属する「健康で生きる権利」より明らかに下位に置かれるべき権利です。ICRP の哲学は逆転しているのです。核産業の営業には放射線被曝が伴いますが、ICRP は営業に付随する殺人を含む健康被害を合法化しているのです。

特に、1996 年 IAEA 会議「チェルノブイリ事故後 10 年」では、「被曝を軽減してきた古典的放射線防護は複雑な社会的問題を解決するためには不十分である。住民が永久的に汚染された地域に住み続けることを前提に、心理学的な状況にも責任を持つ、新しい枠組みを作り上げねばならない (Concluding Remarks)」と「防護指針」を「防護しない指針」に変えることを宣言しました。それを請けて、ICRP2007 年勧告では、防護基準そのものを「健康擁護」から「国家統治基準（人権を擁護しない）」へと変更し、公然と事故の際には大量被曝を住民に与えることを合理化したのです。

(2) 健康防護基準から国家統治基準へ

ICRP2007 年勧告では、原子力産業擁護の核戦略が極端に深化し、防護基準を人権基準から離れて、巨大な被曝を強制する国家統治基準にしてしまっています（ICRP はこれを「防護のアプローチ」から「状況に基づくアプローチ」への移行と呼んでいます）。

ICRP2007 年勧告において、ICRP は被ばく状況を拡大し「公衆に対しては、事故が起こった

ら年間または一時的に 20mSv～100mSv（どの値を選ぶかは国家が決める）の緊急被ばく状況」と「現存被ばく状況」を設定しました。

それまでは健康を守るため超えてはならない基準のみが設定され、事故が起こったか否かにかかわらず被曝する値の上限が公衆に対して「年間 1mSv」でした。ICRP2007 年勧告ではこの基準の適用を「計画被ばく状況」に限定しました。

つまり被曝防護に関する枠組みを民主憲法から明治憲法に移行させて、住民を守ることを放棄した国家統治基準に変えたのです。これには「100 ミリシーベルト以下は安全」という事実に基づかない虚偽論理（(4) にて説明）が利用されました。

これらは政治的行政的現実では、原子力災害特措法、炉規法等々の法律を無視して超法規的に対応する「法治主義の放棄」に口実を与え、「法に基づいて住民を保護」しない施策に強く影響しました。

あくまで民主憲法下の基本的人権擁護でなければならないと我々は考えます。

(3) ICRP の過小評価体系

- ① ICRP 体系の骨組みとしている「実効線量 Sv」は放射線電離の局所的密集度や生体の修復力の差などの「内部応答（放射線被曝では、もたらされた電離とその修復『電離損傷修復困難度』）を検討対象から一切除外し内部被曝の危険を見えなくするものです。『電離損傷修復困難度』には、電離の密度、放射性微粒子が可溶か不溶か、細胞の新陳代謝の頻度、個々人の修復能力（免疫体力）等が要素としてあります。
- ② 電離される組織対象を DNA に限定し、電離の主対象である水分子の電離による活性酸素（ラディカル）の影響（活性酸素症候群）などを全面的に無視することにより、実態とかけ離れた過小評価の世界が構成されました。
- ③ 100mSv 以下は安全と言うリスク虚偽体系は、爆心地から 2km が γ 線強度 100mSv と評価し、米軍が 2km 以遠の市民を非被爆者としたことを起源とします。ICRP ではこれ以下の線量では、確率的影響も組織的影響も臨床的証拠は無いとしています。
- ④ これらは医療指針・診療体制基礎概念に**放射線被曝診療の対応指針が無い**等、強い悪影響を及ぼしており医学が生命を保護する上で非常に深刻です。

(4) 「100 ミリシーベルト以下は安全」—不都合な調査結果を無視することと吸収線量誤認—

ICRP は「100 ミリシーベルト以下は安全」としていますが、数値的な虚偽支配です。因果関係の無視と相まって放射能被曝を見えなくし、放射線被曝を受け入れさせるものです。

ICRP 自体が設定した被曝リスクでも巨大犠牲が算出される矛盾を含んだものです。

100mGy 以下の被害を証明した D. Richardson 等の疫学調査「INWORKS」その他の重要な情報を無視しています。

この虚偽体系を支えるものに実証実験等の虚偽があります。培養した細胞に照射する実験

などでの吸収線量評価の誤りです。培養細胞などの薄い試料への照射線量をそのまま吸収線量としていますが、これは明白な誤りです。荷電粒子平衡の条件を満たしていないため、照射線量のおよそ 100 分の 1 ほどが吸収線量であることが認識されていない誤りです。1 例を挙げますと、電離損傷が修復されたとする線量を 100mGy としていますが実質は 0.7mGy 程度です。電離損傷が修復されずに残存する線量は 250mGy としていますが、実質は 1.7mGy 程度です。(鈴木正敏等、山下俊一グループ)。凡そすべての細胞照射実験などの線量評価は同様です。

現実には 1mGy 程度で細胞損傷が回復しないのです。この線量レベルは、100mGy 以下での過剰リスクが諸疫学調査で明瞭に示されていることと対応しています。

健康被害が隠されてきた

被爆者援護法では外部被曝だけで被曝領域が設定され、内部被曝被害が排除されてきました(被爆者定義における直接被爆者と入市被爆者)。被爆被災者は内部被曝で健康被害を受けたにも拘わらず、法が内部被曝を排除したため被ばく市民を被爆者と認めず差別し苦しめ続けたのです。

日本政府は ICRP 勧告を利用し違法にも東電事故後 20mSv/年基準を導入(法治主義の放棄)し、高汚染地域に住民を住み続けさせ、「食べて応援」キャンペーンと流通機構を通して被曝被害が全国的に広がりました。放射線被害には金属毒の被害が重なります。さらに、トリチウム汚染水を海洋投棄し、原発事故で発生した大量の汚染土を全国にばらまくことで内部被ばく・外部被曝の健康被害を全国に広げようとしています。放射線被曝リスクを排除した「復興」を急ぐことで、被曝被害が拡大されます。

- ① 東電事故後、福島県が実施した県民健康調査甲状腺検査によって小児甲状腺がんが通常の「数十倍のオーダー」で発見されました。福島県立医大の公開データに基づき分析した論文が国際環境疫学会誌に発表され、原発事故と甲状腺がん多発の因果関係が示されました。この結論に基づき国際環境疫学会は日本政府に援助を申し出ましたが日本政府は無視しました。福島県が組織した甲状腺検査評価部会は、観察期間や観察区域を混ぜ合わせるなど科学原則に違反する不適切な処理により、東電事故後の小児甲状腺がん多発を原発事故に無関係としました。評価部会は、有病者数が放射線量と観測期間に依存するという科学事実を無視し、さらに地域汚染度を反映せず大幅に過小評価された UNSCEAR2020/2021 の推定甲状腺被曝線量を採用し、「事故とは無関係」としたのです。評価部会の最近のまとめでは中通りを通過したプルームを無視した UNSCEAR 以上の過小評価が行われ、その根拠データも非公開です。科学的説明がなされたとは言いがたく、評価部会は外部からの科学的探究を素直に受け入れ、科学に基づく結論を出すべきです。

小児甲状腺がんを放射能起因と認めない立場の共通した特徴は、福島県民健康調査検討委員会の調査結果その他の現実データを正當に科学の常道に従って分析することを

していないことです。さらに福島以外の算出根拠や対象年齢の異なるデータや自己経験により、福島の現実を否定するなど、まさに非科学/反科学論もなされています。科学の原理や方法論に従わない考え方は「科学」と「人権」そのものを傷付けるものです。

- ② 厚労省人口動態調査のデータからは東電事故以降の巨大な死亡率変化などが明らかに浮かび上がります（性別年齢別死亡率：9年間で63万人ほどの死亡の異常増加、57万人の死亡者の異常減少。見かけは7万人死亡増加（矢ヶ崎克馬と小柴信子））。その他多くの死因の死亡率異常増加が原発事故と時間相関しています。
- ③ 複雑心奇形、停留精巣の先天奇形が2011年以降全国的規模で異常増加しています（村瀬香等）。周産期死亡の増加が高汚染、中汚染地域に認められました（Scherb等）。特別指導学童/生徒の増加、いじめ等の増加（文科省）、障害学生の急増（日本学生支援機構）、その他各種の死亡率増加や健康被害影響、患者数の増加が認められます（順天堂、日本難病センター、厚労省人口動態調査）。
- ④ なぜこれだけの死亡の異常増減、健康不良の異常増加が無視/隠蔽されるのでしょうか？政府は東電事故以降の健康変化・死亡率変化などを明らかにすべきです。正確な事実認識無しには人権は守られません。
- ⑤ ICRP および国際原子力ロビーの支配下で基本的人権が、生き物と環境に対する倫理が、乱暴に踏みにじられる状況が日本および全世界に迫っています。

私たちは放射線被曝基準を正道に戻すと共に、これらの危険を排除することが必要になっています。

緊急課題

- ① 日本政府によって ICRP2007 年勧告を全面的に法律に取りこもうとする危険が迫っています。それを防止し、逆に科学と人権と倫理に則る被曝評価体系を法律等に反映させ、市民を守るべきです。
- ② 厚労省人口動態調査から極めて憂慮すべき死亡率の増加等が確認されますが、政府は死亡や健康被害についての誠実な調査・報告をすべきです。

どうか、「科学と人権に基づく被曝防護体系の確立」のための準備委員会設立にご参加くださいますようお願い申し上げます。